品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱

制定　平成 28 年 7 月 25 日　区長決定
要綱第 223 号
改正　平成 29 年 3 月 28 日　区長決定
要綱第 36 号
改正　令和元年８月１日　区長決定
要綱第 285 号
改正　令和３年８月 17 日　部長決定
要綱第 291 号
改正　令和６年５月 13 日　区長決定
要綱第 218 号

（目的）

第１条　この要綱は、住宅に感震ブレーカーを設置した者に対し、その費用の一部を補助することにより、震災時における電気に起因する火災を抑制するための感震ブレーカーの設置を促進し、通電火災による被害の減少および地域防災力の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　感震ブレーカー　地震発生時、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機具であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア　分電盤タイプ　分電盤に感震センサーを内蔵または外付けし、規定値以上の揺れを感知するとブレーカーを落として電気を遮断するもの

イ　簡易タイプ　アース付コンセントに接続し、地震発生時に疑似漏電を起こしブレーカーを落として電気を遮断する機能を有し、かつ、分電盤タイプと同等の動作性能を有するもの

（２）　補助対象経費　感震ブレーカーを取り付ける際の機具の設置に要した費用の額に消費税額を合わせた額

（３）　既設住宅　区内にある木造戸建住宅および木造共同住宅

（４）　補助決定者　既設住宅に感震ブレーカーの設置に伴う補助金の交付申請を区長へ行い、区長の補助金交付決定を受けた者

（５）　指定業者　区と協定を締結し、既設住宅に感震ブレーカーの設置を行い、補助決定者の補助金交付請求および受領に関する全ての権限を補助決定者より委任された事業者
（６）　障害者　身体障害者手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている者

（補助対象世帯）
第３条　この要綱により補助を受けることができる者は、区内に住所を有し、居住する既設住宅に感震ブレーカーの設置を希望する世帯とする。ただし、木造共同住宅を所有する者が感震ブレーカーを設置する場合、その木造共同住宅に自らが居住する部屋部分に限る。
２　前項に規定する補助対象者が属する世帯が、次の各号に掲げる世帯に該当するときは、当該世帯を特例世帯とし、その他の世帯を一般世帯とする。
（１）65 歳以上の者のみで構成された世帯
（２）障害者のみで構成された世帯
（３）65 歳以上の者と障害者のみで構成された世帯
（４）要介護３～５かつ 65 歳以上の者が属する世帯
（５）１～２級（度）に該当する障害者が属する世帯

（補助回数の制限）
第４条　この要綱により補助を受けることができる回数は、１年度につき１回とし、かつ設置する感震ブレーカーは１台までとする。

（補助金額）
第５条　この要綱による補助金額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金額に１円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
（１）　分電盤タイプ（既設住宅の一般世帯）　補助対象経費の６分の５（上限８０，０００円）
（２）　簡易タイプ（既設住宅の一般世帯）　補助対象経費の全額（上限３０，０００円）
（３）　分電盤タイプ（既設住宅の特例世帯）　補助対象経費の８分の７（上限１００，０００円）
（４）　簡易タイプ（既設住宅の特例世帯）　補助対象経費の全額（上限３０，０００円）

（補助金の交付申請）
第６条　この要綱による補助金の交付申請は、次項に定める申請書および必要

な書類を感震ブレーカー設置前に区長に提出しなければならない。

２　既設住宅に感震ブレーカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書（第１号様式）を提出しなければならない。

（申請期日）

第７条　既設住宅に感震ブレーカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、区長へ申請書を提出しなければならない。なお、期日は別に区長が定める日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、予算上限に達した場合や感震ブレーカーの調達および設置が難しい場合等においては、申請を受理した順番をもって受付を終了する。

（補助金の交付決定および補助金額の確定）

第８条　区長は、第６条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査を行い、補助の要件を満たすと認めたときは、補助金の交付および補助金額を決定し、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定通知書（分電盤タイプ・簡易タイプ）（第２号様式。以下「決定通知書」という。）により補助決定者に通知する。

２　区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付の決定に際して条件を付し、また必要に応じて現地確認をすることができる。

３　区長は、第１項の審査により、補助の要件を満たしていないと認めるときは、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金不交付決定通知書（分電盤タイプ・簡易タイプ用）（第３号様式）により、通知する。

（領収書の発行）

第９条　既設住宅に感震ブレーカーの設置を完了した指定業者は、補助対象経費から補助金額を差し引いた負担分の領収書を補助決定者に発行するものとする。

（補助の取下げ・取止め）

第１０条　補助決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金（取下げ・取止め）届出書（分電盤タイプ・簡易タイプ）（第４号様式）を区長に提出しなければならない。

（１）　補助金の交付決定後、感震ブレーカーの設置を取止めるとき。

（２）　その他、補助金の交付申請を取下げるとき。

（補助金交付の請求）
第１１条　既設住宅に感震ブレーカーの設置を完了した指定業者は、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金に関する委任状（第５号様式。以下「委任状」という。）を添えて、補助金を請求するものとする。この場合において、品川区感震ブレーカー設置推進事業実績報告書（分電盤タイプ・簡易タイプ）（第６号様式）を併せて提出しなければならない。

（補助金交付請求の委任）
第１２条　感震ブレーカーの設置が完了した指定業者は、補助金交付請求および受領に関する全ての権限を受任するため、委任状を補助決定者から徴するものとする。

（交付決定の取消し）
第１３条　区長は、補助金決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。
（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
（２）　区長が補助金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
（３）　その他、この要綱の規定に違反する等、区長が補助金の交付を不適当と認める事由が生じたとき。
２　区長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部または全部を取り消した場合は、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（分電盤タイプ・簡易タイプ）（第７号様式）により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）
第１４条　区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金返還請求書（分電盤タイプ・簡易タイプ）（第８号様式）により、補助決定者に対して期限を定め、その返還を求めるものとする。

（他商品の宣伝および販売の禁止）
第１５条　指定業者は、感震ブレーカー設置の際、補助決定者に対して他商品を宣伝し、または販売してはならない。ただし、補助決定者から希望のあった場合は、この限りではない。

（財産処分制限期間）

第１６条　品川区補助金等交付規則（昭和３９年品川区規則第４号）第１８条に規定する目的に反する使用、譲渡、交換または貸し付けを制限する期間は、設置が完了した日より１０年とする。ただし、家を新築、改築を行う場合、天災による場合等はこの限りではない。

（免責）

第１７条　この事業は、地震発生時の家屋の出火および延焼から生命・財産を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても品川区はその責任を負わないものとする。

（委任）

第１８条　この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付　則

この要綱は、平成 28 年８月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和３年８月 17 日から施行する。

付　則

この要綱は、令和６年６月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所

氏名

電話番号

品川区感震ブレーカー設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第６条第２項の規定に基づき、次のとおり申請します。

購入・設置予定製品	タイプ	分電盤タイプ・簡易タイプ
	メーカー名	
	製品・品番名	
購入・設置にかかる金額（税込）		円
添付資料		・見積書の写し（上記製品の内容が分かるもの） ・設置場所が分かる案内図（住宅地図等） ・対象建築物の構造が確認できるもの（建築計画概要書等） ・感震ブレーカーの規格および構造が確認できるカタログまたは仕様書等の写し ・特例世帯の場合は、特例世帯であることが確認できるもの（障害者手帳・介護保険証の写し等）（６５歳以上の者のみで構成された世帯であることの証明は不要）

※ 住宅または部屋の賃借人等が、分電盤タイプの補助金の交付について申請する場合、所有者・管理者等の許可を得たうえ申し込むこと。

第２号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

品川区長

品川区感震ブレーカー設置推進事業

補助金交付決定通知書（分電盤タイプ・簡易タイプ）

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書について、審査した結果、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定いたしました。

項目	金額	備考
補助対象経費額	円	設置に係る経費全額
補助金額	円	品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第５条各号の規定に基づく金額
申請者負担額	円	実際に業者へ支払う金額

※補助金額に１円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

決定した補助金については、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき、下記のとおり条件を付すこととします。

条件：

※条件欄が空白の場合は条件を付しておりません。

担当部署：
担当者：
問い合わせ先：

第３号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

品川区長

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金

不交付決定通知書（分電盤タイプ・簡易タイプ）

申請されました品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書について、審査した結果、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第８条第３項の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付しないことを決定いたしました。

□	補助対象建築物の構造ではないため
□	（その他）

担当部署：
担当者：
問い合わせ先：

第４号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金

（取下げ・取止め）届出書（分電盤タイプ・簡易タイプ）

（申請先）
品川区長

（申請者）
住所

氏名

電話番号

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第６条の規定に基づき、申請しました品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書を（取下げ・取止め）ますので、同要綱第１０条第１号または第２号により、以下のとおり提出します。

補助金交付決定通知日	未交付　・　　年　　月　　日
理由	

第５号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金に関する委任状

決定通知のあった品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金について、以下の補助金の請求・受領に関する一切の権限を（事業者名）（住所）に委任します。

補助金	円

委任者

氏名	印
住所	
電話番号	

第６号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

品川区感震ブレーカー設置推進事業実績報告書

（分電盤タイプ・簡易タイプ）

（申請先）
品川区長

（申請者または委任を受けた者）
住所

氏名

電話番号

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、次のとおり報告します。

購入・設置製品	メーカー名	
	製品・品番名	
添付資料（裏面貼付）		設置前、工事中および設置後の写真

（裏面有）

【設置前の写真】 （貼付）
【工事中の写真】 （貼付）
【設置後の写真】 （貼付）

※簡易タイプの場合、工事中の写真は省略できるものとする。

第７号様式（第１３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

品川区長

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定

（一部・全部）取消通知書（分電盤タイプ・簡易タイプ）

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定通知書（分電盤タイプ・簡易タイプ）について、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１３条第２項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定の（　一部・全部　）を取り消したので通知します。

取消の種類	一部　・　全部

交付決定金額	取消前	
	取消後	
取消の理由		

担当部署：
担当者：
問い合わせ先：

第８号様式（第１４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

品川区長

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金返還請求書

（分電盤タイプ・簡易タイプ）

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第１４条の規定に基づき、次のとおり補助金の返還を請求します。

１．補助金返還請求額

円

２．返還方法

別添え納入通知書により金融機関へ納付してください。

３．返還期限

年　　月　　日（　）

担当部署：
担当者：
問い合わせ先：